

グロース市場の上場維持基準の見直し等について

2025年9月26日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

東京証券取引所は、グロース市場が、高い成長を目指す企業が集う市場となるよう、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」における議論を踏まえ、各社に上場前から上場後にかけて継続的に高い成長に向けて取り組んでいただくための各種施策を推進することとしています。

今般、その一環として、グロース市場上場会社に、機関投資家の投資対象となり得る規模への早期の成長を促すとともに、企業間のM&Aや起業家の次なる創業などを促進する観点から、グロース市場の上場維持基準等について、所要の見直しを行います。

※ グロース市場の機能発揮に向けた施策の全体像やその他施策については、当取引所ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/03.html>

II 概要

項 目	内 容	備 考						
1. グロース市場の上場維持基準等の見直し (1) 上場維持基準の見直し	・ 2030年3月1日以後、時価総額に関する基準を以下のとおり見直します。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">見直し後</th> <th style="text-align: center;">見直し前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時価総額</td> <td style="text-align: center;">上場から5年経過後 事業年度の末日におい</td> <td style="text-align: center;">上場から10年経過後 事業年度の末日におい</td> </tr> </tbody> </table>	項目	見直し後	見直し前	時価総額	上場から5年経過後 事業年度の末日におい	上場から10年経過後 事業年度の末日におい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度の末日における時価総額の算定にあたっては、事業年度の末日以前3か月間における終値の平均値を用います（以下同様です）。 ・ グロース市場への新規上場基準（流通株式時価総額5億円以上など）について
項目	見直し後	見直し前						
時価総額	上場から5年経過後 事業年度の末日におい	上場から10年経過後 事業年度の末日におい						

項 目	内 容		備 考
		て100億円以上 (改善期間1年)	て40億円以上 (改善期間1年)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において時価総額に関する基準に適合しない状態となった場合であって、上場維持基準の適合に向けた計画書（以下「適合計画」という。）において、計画期間の末日を2031年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日の翌日以後と定め、開示した上場会社については、当該計画期間の末日まで、上場廃止を猶予することとします。 		<p>は、変更ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グロース市場上場会社は、上場後5年を経過していない場合であっても、事業年度の末日において時価総額が100億円未満である場合には、「事業計画及び成長可能性に関する事項」において、(見直し後の)上場維持基準への適合を意識した成長戦略を記載することとします。 ※ 見直し後の基準は2030年3月1日から適用するものの、追加期間を設けて基準への適合を目指す計画を開示した場合(2030年2月28日時点においてグロース市場に上場している会社に限ります。)には、当該計画に記載した計画期間の間、例外的に上場を可能とするものです。なお、市場区分の見直しに際して設けた上場維持基準に関する経過措置では、長い期間の計画を開示した上場会社は、投資者から評価されず株価が下落し、却って基準の適合が遠のいたことなども踏まえ、上場会社においては、必要最低限の期間を設定することが

項 目	内 容	備 考
(2) スタンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ グロース市場の上場会社が、スタンダード市場への市場区分 	<p>望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において上場後5年を経過しておらず、当該事業年度の末日において時価総額が100億円未満である会社についても、適合計画を開示した場合に限り、当該計画に記載した計画期間の末日まで、上場廃止を猶予することとします。 ・ これらの場合において、基準に適合しない状態となった日の翌日から起算して1年を経過した日までの期間を「改善期間」といい、当該1年を経過する日の翌日から各社の計画期間の末日までの期間を「猶予期間」ということとします。 ・ なお、改善期間の末日以後の各事業年度の末日において、見直し前の上場維持基準（上場10年経過後40億円）に適合しない状態となった場合には、改善のための期間を設けず、その上場を廃止するものとします。 <p>※ スタンダード市場への市場区分の変更</p>

項 目	内 容	備 考
ド市場への市場区分の変更基準に係る見直し	の変更を行おうとする場合には、利益の額に関する形式要件（最近1年間における利益の額が1億円以上）を適用しないこととします。	<p>を希望する上場会社が、利益の額を捻出するために成長投資を抑制することがないように、形式的な要件を満たさなくても市場区分の変更審査の対象とするものです。なお、実質審査における「企業の継続性及び収益性」については、企業の継続性を中心に審査を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライム市場からスタンダード市場への市場区分の変更基準についても、同様の取扱いとします。 ・ なお、スタンダード市場の新規上場基準については、変更ありません。
<p>2. その他</p> <p>(1) 流通株式の定義に係る経過措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式のうち、純投資に加え、その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的であることが明らかであるもの（売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるものに限る。）についても、当分の間、流通株式として取り扱うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ より実態を踏まえた判定を行う観点から見直しを行うものです。 ・ 「その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的」とは、例えば、一般的に株価の変動等を踏まえた売却の見込みが高いものとして、重要提案行為等の目的が想定されます。安定株主や資本業務提携、政策投資等の目的につい

項 目	内 容	備 考
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	<p>ては、株価の変動等に関わらず継続的な保有が見込まれることから、当取引所が認める目的とは扱わないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、「売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるもの」については、従前どおり、5年以内の売買実績等について確認を行う取扱いに変更ありません。

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2025年12月を目途に実施します。ただし、1.（1）に関しては、2030年3月1日から実施します。
 なお、「事業計画及び成長可能性に関する事項」における上場維持基準への適合を意識した成長戦略の記載については、2025年12月末日以後に到来する事業年度の末日において、時価総額が100億円未満である場合から、記載を求めるものとします。
- ・ 1.（2）に関しては、施行日（2025年12月目途）以後にスタンダード市場への市場区分の変更申請を行う会社から適用します。

以 上